

阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

阿久根市長 西 平 良 将

阿久根市規則第23号

阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年
阿久根市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第12条の 3 第 4 項中「第 6 条の 2 第 4 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 3
項」に改める。

第18条第 1 項の表第 2 号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を
加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。